

Q&A 目次

- Q 1 この条例は何のために制定されたのですか？
- Q 2 この条例で扱う人権侵害はどのようなものですか？
- Q 3 人権侵害の定義はどのようになっていますか？
- Q 4 どのようなかたが利用するのですか？
- Q 5 利用料はいくらですか？
- Q 6 相談とはなんですか？
- Q 7 正当な意見や批判であっても、申立人が「ひぼう」・「中傷」であると主張すれば、どのようなことでも人権侵害とされてしまうのではないのですか？
- Q 8 調査に協力しないときは、過料が科されるのですか？過料を科すことは過重ではないのですか？
- Q 9 当事者が調査の要請を拒否できる「正当な理由」とは、具体的にはどのようなものですか？
- Q 10 表現の自由や報道の自由との関係はどうですか？
- Q 11 行政機関の人権侵害は対象としないのですか？
- Q 12 行政機関は協力要請を拒否することができるのですか？
- Q 13 裁判所の令状なしに強制捜査ができるのではないのですか？
- Q 14 調査は委員会が一方的に行い、反論できないのではないのでしょうか？
- Q 15 勧告や公表は行政が市民生活に過度に干渉しすぎるものではないのですか？
- Q 16 勧告や公表を受ける前に反論できないのですか？
- Q 17 委員会はどこに設置されるのですか？
- Q 18 委員会の独立性はどうですか？
- Q 19 委員に弁護士資格者が含まれるよう努力規定がおかれているのは、なぜですか？
- Q 20 委員会の判断は、中立公正に行われるのでしょうか？
- Q 21 委員会の審理は非公開で行われるのですか？
- Q 22 人権侵害の有無の判断は証拠に基づいて行われるのですか？
- Q 23 代理人の選任は認められるのですか？
- Q 24 国において人権擁護法案が検討されていますが、鳥取県が独自の条例を設けるのはなぜですか？
- Q 25 国の人権擁護法が成立した場合、この条例はどうなりますか？
- Q 26 県民の意見は条例に反映されていますか？
- Q 27 条例の失効期日が定められているのはなぜですか？

Q & A

Q 1 この条例は何のために制定されたのですか？

A 1 この条例は、県内で発生するさまざまな人権侵害について、被害に遭われた方と相手方との自主的な解決の取組みを進めるために制定されました。県内ではさまざまな人権侵害が発生しており、司法的解決に至る以前の解決策として行政によるきめ細かで迅速、簡便な救済に県独自で取り組むものです。

Q 2 この条例で扱う人権侵害はどのようなものですか？

A 2 人権侵害のケースはさまざまであり、具体的な事案によって異なりますが、例えば次のようなものがこの条例で救済の対象となる人権侵害にあたると考えられます。

- ・人種や信条等の違いのみを理由として自治会等への加入を不当に拒否したり、障害・病気などを理由として施設の利用を不当に制限したりすること（第3条第1項第1号）
- ・肉体的、精神的、経済的な虐待を行うこと（第2号）
- ・特定の者の意に反して性的な言動を行うこと（第3号）
- ・病歴等個人のプライバシーに関することをビラなどで不当に暴露すること（第4号）
- ・報酬を得て特定の者の権利利益を侵害する目的で人種や同和地区出身者であること的身元調査を行うこと（第5号）
- ・深夜生活の平穏を害する大騒音を反復して起こす行為（第6号）
- ・差別的取扱いを助長するため、人種や社会的身分等の属性が容易にわかるような情報を公然と摘示すること。いわゆる「部落地名総鑑」など。（第7号）
- ・人種や障害等を理由として入店を拒否したり、サービスを制限したりする意思を公然と表示すること（第8号）

Q 3 人権侵害の定義はどのようになっていますか？

A 3 本条例が扱う人権侵害は、第3条に定めてあり、例えば近時発生した行政書士等による不正身元調査の人権侵害も救済することとしています。（第3条第5号）本条例の目的は、人権侵害行為を処罰することではなく、人権侵害による被害を救済することですので、このことを念頭において適切に運用していきます。

Q 4 どのようなかたが利用するのですか？

A 4 不当な差別や虐待、性的いやがらせや身元調査など人権侵害の被害を受けた方又は受けるおそれのある方からの相談に応じます。また、関係者からのご相談もお受けします。

Q 5 利用料はいくらですか？

A 5 無料です。

Q 6 相談とはなんですか？

A 6 人権侵害に対する救済措置のひとつとして、人権侵害救済推進委員会（以下「委員会」という。）が人権侵害に関する問題について相談に応じるものです。人権侵害の形態・程度には様々なものがあり、その解決は当事者の皆さんの自主的な解決が最も望ましいと考えられます。そこで、委員会はまず県民の皆さんからの相談に応じて助言や関係機関の紹介などを行い、自主的な解決が図られるようお手伝いすることとしています。

Q 7 正当な意見や批判であっても、申立人が「ひぼう」・「中傷」であると主張すれば、どのようなことでも人権侵害とされてしまうのではないのですか？

A 7 本条例の目的は、人権の侵害により発生する被害の迅速な救済ですので、対象となるのは現在でも多くの皆さんが「不当」と考えておられる人権侵害が当たり、新たに行方を規制するものではありません。「ひぼう」「中傷」はそもそも不当なものを意味します。逆に、例えば刑法の名誉毀損罪（めいよきそんざい）の違法性阻却（そきやく）事由である公共の利害に関する場合（刑法第 230 条の 2）は不当なものではありませんので、本条例でも人権侵害には当たらないと考えられます。

Q 8 調査に協力しないときは、過料が科されるのですか？過料を科すことは過重ではないですか？

A 8 委員会の調査はあくまで任意の協力を要請するもので、陳述や供述を強制したり、強制的に立入調査や押収を行うことはできず、拒否すればそれ以上調査をすることはできません。この協力要請は人権侵害の救済を目的としたものであって、人権侵害を侵した者を罰することや犯罪捜査を目的としたものではありません。（第 18 条）

過料は、協力要請を受けたすべての者ではなく、事案の当事者が法令で特段の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、調査に協力しないときに科されるものです。また、この過料は、人権救済を目的とする条例全体の秩序維持のためのもので、協力しなかった者に対する刑罰ではなく、弁明の機会を設けたうえで、委員会の意見を尊重し知事が科すものです。

なお、このように罰則をもって調査の実効をはかる法令や条例は多くあります。（労働組合法 30 条・32 条の 2、独占禁止法 9 条の 2、鳥取県自然環境保全条例 4 条、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例 37 条など）

Q 9 当事者が調査の要請を拒否できる「正当な理由」とは、具体的にはどのようなものですか？

A 9 正当な理由には、法令で特段の定めがある場合のほか、職務上の守秘義務に当たる場合が考えられます。例えば、医師、弁護士等が職務上の知り得た事実について調査要請

を拒否する場合があります。

Q10 表現の自由や報道の自由との関係はどうか？

A10 表現の自由や報道の自由は、憲法によって保障された基本的な人権です（憲法第21条）。また、条例は法令の範囲内で定めることができるもの（地方自治法第14条第1項）ですので、表現の自由や報道の自由を侵すことはできません。本条例では、再確認の意味で「この条例の適用に当たっては、報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」（第31条）と規定しているものです。

Q11 行政機関の人権侵害は、対象としないのですか？

A11 「行政機関による同条の規定に違反する行為を含むものとする」（第2条第1項）と規定しており、行政機関による人権侵害も対象としています。

Q12 行政機関は協力要請を拒否することができるのですか？

A12 行政機関に無制限に協力要請の拒否を認めているものではありません。あくまで「協力の要請に応ずることが犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当な理由があると認められるときに限定されます。こうした利益と利益が衝突する場合には、これを比較衡量して判断することが一般的であり、比較衡量の結果、公共の利益が優越すると認められる場合には、協力義務を課すことは適当ではないと考えます。

同様の規定は、民事訴訟法（第223条第4項）、情報公開法（第5条第4項及び第8条）などでも定められています。

Q13 裁判所の令状なしに強制捜査ができるのですか？

A13 委員会の調査はあくまで任意の調査協力を要請するもので、犯罪等に認められている強制捜査とはその性質が異なるものであり、強制捜査はできません。当事者の自由意思に基づいて、調査要請に応じるか、応じないか決定できるものです。

Q14 調査は委員会が一方的に行い、反論できないのではないのでしょうか？

A14 調査結果について、委員会は当事者に書面で通知します。その際、再調査を申立てることができることや申し立てができる期間も併せてお知らせします。当事者は、調査結果の内容について不服があるときは再調査を申立てることができます。委員会はこの不服申立を受けて、理由があると認めるときは、再度調査を行わなければならないと定められています。（第20条）

Q15 勧告や公表は行政が市民生活に過度に干渉しすぎるものではないですか？

A15 申し立てがあった場合、委員会は当事者間の自主的な解決が促進されるよう、事案の内容によって助言、関係公的機関のあっせん、説示、啓発、関係者の調整などを行います。勧告は、申し立てのあったすべての場合に行われるものではなく、人権侵害が生命若しくは人体に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動等の重大なもので、現に行われた場合に、被害を救済するために必要があるときに限って行われるものです。公表は、この勧告が正当な理由なく受け入れられないときに、人権侵害を救済するためやむなく行われるもので、むやみに市民生活に干渉するのではなく、必要性・効果・公表による影響などを十分判断して限定的に行われるものです。

勧告、公表いずれも、あらかじめ弁明の機会を設けて当事者の反論の機会を与え、必要性を慎重に判断することとされています。

Q16 勧告や公表を受ける前に反論できないのですか？

A16 勧告、公表いずれも、あらかじめ弁明の機会を設けて当事者の反論の機会を保障し、その実行にあたっては必要性を慎重に判断することとされています。

Q17 委員会はどこに設置されるのですか？

A17 委員会事務局は県内1カ所ですが、相談窓口は複数設置することを検討しています。

Q18 委員会の独立性はどうですか？

A18 行政機関による人権侵害の可能性もあり、この救済も目的としていることから、委員会の独立性を確保するため国に構造改革特区の提案を行いました。「地方公共団体の執行機関に関する基本的な事項は、法律で定める必要がある」、地方制度調査会の法改正検討の中で審議するとの回答であり、地方自治法上知事の附属機関とするほかありません。
(地方自治法第180条の5)

ただし、委員会の委員の選任は議会の同意を必要としています。この方式は知事から独立している教育委員会や公安委員会、選挙管理委員会、労働委員会、人事委員会などの行政委員会に等しく採用されているものです。その他、委員は在任中に意に反して解任されない規定(第9条身分保障)や、委員会は独自に判断して自ら救済措置を行うことができるなど、独立性を確保するよう努めています。

Q19 委員に弁護士資格者が含まれるよう努力規定がおかれているのは、なぜですか？

A19 委員会が扱う案件によっては法的な判断も必要となるので、法律の専門家である弁護士資格者が含まれることが望ましいとされたものです。

Q20 委員会の判断は、中立公正に行われるのでしょうか？

A20 次のような規定によって、中立公正を図っています。

- ①委員は「人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者」5人を任命し、弁護士資格者が含まれるよう努め、幅広い意見の反映を図っています。(第6条及び第7条) また、委員会の議事の決定は、3分の2以上の特別多数によって決することとされています。(第12条第3項)
- ②委員会は、事案に関して必要な調査を行います。必要に応じて当事者だけでなく、関係者から聞き取りを行ったり、専門家の意見を参考にするなどして事実を客観的に判断します。
- ③委員会は、調査や救済措置を講ずるに当たっては、当事者による自主的な解決に向けた取組が促進されるよう十分配慮するものです。(第22条)
- ④調査結果について委員会は当事者に書面で通知し、当事者は不服があるときは再調査を申立てることができます。(第20条)
- ⑤是正の勧告、公表の措置を行おうとするときは、あらかじめ弁明の機会を設けることとしています。(第25条)
- ⑥委員会は、救済措置を行ったときは、その内容をその日以降の最初の議会に報告しなければならず、また、毎年度事務の処理状況を報告しなければなりません。(第14条)

Q21 委員会の審理は非公開で行われるのですか？

A21 委員会の審議は公開が原則です。ただし、当事者の個人情報など公開になじまないものについては、委員会が個別に非公開とすることになります。

Q22 人権侵害の有無の判断は証拠に基づいて行われるのですか？

A22 委員会は、単なるうわさや評判で判断するものではありません。加害者・被害者双方の主張をお聞きし、調査結果を示したうえで、不服の申立てがあれば再調査を行います。また、必要に応じて専門家の意見を参酌するなど、公平な手続きを経て判断するものです。

Q23 代理人の選任は認められるのですか？

A23 条例上特に明記していませんが、民法上の代理制度等によって当事者は代理人を選任することができます。

Q24 国において人権擁護の法案が検討されていますが、鳥取県が独自の条例を設けるのはなぜですか？

A24 国は、人権救済制度の早期整備の必要性から人権擁護の法律制定に取り組んでいますが、成立の目途は立っていません。また、平成14年に国会に提出された人権擁護法案(以下「旧人権擁護法案」という)の救済制度は、全国の人権侵害事案を5人で構成される人権委員会が救済するものですので、鳥取県独自の救済制度を設けることによつて県内の人権侵害をきめ細かく、迅速に救済できると考えます。

Q25 国の人権擁護法が成立した場合、この条例はどうなりますか？

A25 条例には旧人権擁護法案やその修正案に直ちに抵触するものはないように思われます。今後法律が成立したときは、その内容によって必要があれば、条例の改正、廃止を行うこととなります。

Q26 県民の意見は条例に反映されていますか？

A26 この条例は、平成16年12月に知事が提案した条例案を議会が審査されるなかで、様々な御意見を踏まえたうえで新たな条例案として議員側から提案されたものです。また、廃案となった知事提出の条例案については、平成14年6月定例県議会における議員提案を受けて、平成15年度から人権各分野に係る県民の方で構成する「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等で検討していただき、県民の皆さんの御意見を募集し（パブリックコメント）、これらを踏まえて県議会に提出したものです。

Q27 条例の失効期日が定められているのはなぜですか？

A27 鳥取県では現在、原則として条例の設定には自動失効規定を設けています。これは、条例の一定期間の運用結果によって、条例の修正等改廃の必要性を検討し、より適切な施策を進めることを目的とするものです。本条例は、4年以内（平成22年3月31日まで）に延長等の措置が講じられない場合は、自動的に条例が失効することとなっています。